

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、地域経済にも大きな影響を及ぼし、地方財政は、来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方公共団体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題への対応が求められているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要が見込まれており、その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

特に、本市をはじめとする大都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生じる大都市特有の行政需要等を抱えており、その実態に即応した大都市税源の拡充強化が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、令和4年度地方税制改正に向け、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せが及ばないように、十分な総額を確保すること。
- 2 本市をはじめとする大都市が、その特有の行政需要等に的確に対応できるよう、大都市税源の拡充強化を図ること。
- 3 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。なお、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた措置は、本来国庫補助金等により国の責任において対応すべきものであることから、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 4 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする特別な措置については、令和3年度限りとする事。
- 5 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
- 6 炭素に係る税を創設または拡充する場合は、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

} 宛 (各 通)